

砂利採取法関係事務の手引

令和3年10月

鳥取県県土整備部治山砂防課

目 次

第1編 申請書等作成要領

1	砂利採取業登録から認可の全体の流れ	2
2	申請書等作成要領	4
第1	砂利採取業者登録	
1	砂利採取業者登録申請	8
2	砂利採取業承継届	18
3	砂利採取業登録事項変更届	28
4	砂利採取業廃止届	33
5	再交付申請	36
6	砂利採取業者登録証再交付申請	38
第2	計画認可	
1	採取計画認可申請	40
2	砂利採取施工計画	56
3	掘削作業計画	62
4	汚濁水等処理計画	68
5	採取跡地埋戻計画	80
6	砂利運搬計画	84
7	認可計画変更認可申請	87
8	認可計画軽微変更届	91
9	砂利採取計画協議	94
第3	業務状況報告等	
1	氏名等変更届	100
2	砂利採取廃止届	102
3	業務状況報告	105

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

法	……………	砂利採取法（昭和43年法律第74号）
政令	……………	砂利採取法施行令（昭和43年政令第241号）
登録省令	……………	砂利採取業者の登録等に関する規則 （昭和43年通商産業省令第80号）
認可省令	……………	砂利の採取計画等に関する規則 （昭和43年通商産業省令、建設省令第1号）
条例	……………	鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）
規則	……………	鳥取県砂利採取条例施行規則（平成16年鳥取県規則第20号）
要綱	……………	鳥取県砂利採取事務取扱要綱 （平成16年4月1日付治砂第617号鳥取県県土整備部長通知）

また、本書では、各法令及び条例等で定められている様式を次のとおり整理しています。

法令等の名称	本書で使用している様式名
砂利採取業者の登録等に関する規則（登録省令）	登録省令様式第○
砂利の採取計画等に関する規則（認可省令）	認可省令様式第○
鳥取県砂利採取条例施行規則（規則）	規則様式第○号
鳥取県砂利採取事務取扱要綱（要綱）	要綱様式第○号

第1編 申請書等作成要領

1 砂利採取業登録から認可の全体の流れ

2 申請書等作成要領

2 申請書等作成要領

第1 砂利採取業者登録

1 砂利採取業者登録申請（登録省令様式第1）

(1) 申請書の作成

ア 手数料

18,000円（4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付）

イ 記載に当たっての留意事項

業務を行う役員については、法人の登記事項証明書に記載されている役員（監査役を除く。）すべてを記入すること。

(2) 添付書類の作成

登録省令第2条第2項各号の書類を作成して添付すること。

2 砂利採取業承継届（登録省令様式第3）

(1) 届書の作成

この届書は、砂利採取業者が、事業の全部を譲り受け、又は砂利採取の事業の相続若しくは砂利採取業者との合併により、砂利採取業者の地位の承継をしたときに作成して提出すること。

(2) 添付書類の作成

登録省令第4条第2項各号の書類を作成して添付すること。

3 登録事項変更届（登録省令様式第7）

(1) 届書の作成

法第4条第1項各号の事項について変更が生じたときに提出すること。

(2) 添付書類の作成

登録省令第5条第2項の書類を作成して添付すること。

4 砂利採取業廃止届（登録省令様式第8）

(1) 届書の作成

砂利採取業を廃止をしたときに作成して提出すること。

(2) 添付書類の作成

砂利採取業者登録証（要綱様式第4号）を添付すること。

5 再交付申請（要綱様式第15号）

(1) 申請書の作成

ア 手数料

2,000円（4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付）

イ 記載に当たっての留意事項

写真（手札形とし、申請前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付すること。

6 砂利採取業登録証再交付申請（要綱様式第16号）

(1) 申請書の作成

ア 手数料

4,500円（4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付）

イ 添付書類

当該申請に係る法人の登記事項証明書を添付すること。

第2 計画認可

1 採取計画認可申請（規則様式第1号）

(1) 申請書の作成

ア 手数料

37,000円（4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付）

イ 記載に当たっての留意事項

砂利採取の認可を受けようとするときに提出すること。砂利採取の認可の申請は、砂利採取を始めようとする日の2月以上前に行うことが望ましい。

(2) 添付書類及び添付図面等

- 第9条の表に定める書類及び添付図面等を添付すること。
- 2 砂利採取施工計画（規則様式第4号）
 - (1) 計画の作成
規則様式第4号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面
第9条の表に定める書類及び図面を添付すること。
 - 3 掘削作業計画（規則様式第5号）
 - (1) 計画の作成
規則様式第5号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面
第9条の表に定める書類及び図面を添付すること。
 - 4 汚濁水等処理計画（規則様式第6号）
 - (1) 計画の作成
規則様式第6号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面
第9条の表に定める書類及び図面を添付すること。
 - 5 採取跡地理戻計画（規則様式第7号）
 - (1) 計画の作成
規則様式第7号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面等
第9条の表に定める書類及び図面等を添付すること。
 - 6 砂利運搬計画（規則様式第8号）
 - (1) 計画の作成
規則様式第8号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面
第9条の表に定める書類及び図面を添付すること。
 - 7 認可計画変更認可申請書（規則様式第2号）
 - (1) 申請書の作成
17,000円（4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付）
ア 記載に当たっての留意事項
規則様式第2号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面等
当該変更により変更が必要な書類及び図面等を添付すること。
 - 8 認可計画軽微変更届（規則様式第2号の2）
 - (1) 届出書の作成
規則様式第2号の2に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面等
当該変更により変更が必要な書類及び図面等を添付すること。
 - 9 砂利採取計画協議（要綱様式第11号）
 - (1) 協議書の作成
要綱様式第11号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面等
第14条第2項に定める書類及び図面等を添付すること。
- 第3 業務状況報告等
- 1 氏名等変更届（認可省令様式第3号）
 - (1) 届書の作成
認可省令様式第3号に記入すること。
 - 2 砂利採取廃止届（認可省令様式第4号）
 - (1) 届書の作成
認可省令様式第4号に記入すること。
 - (2) 添付書類等
廃止後の現況写真を添付すること。

3 業務状況報告（規則様式第3号）

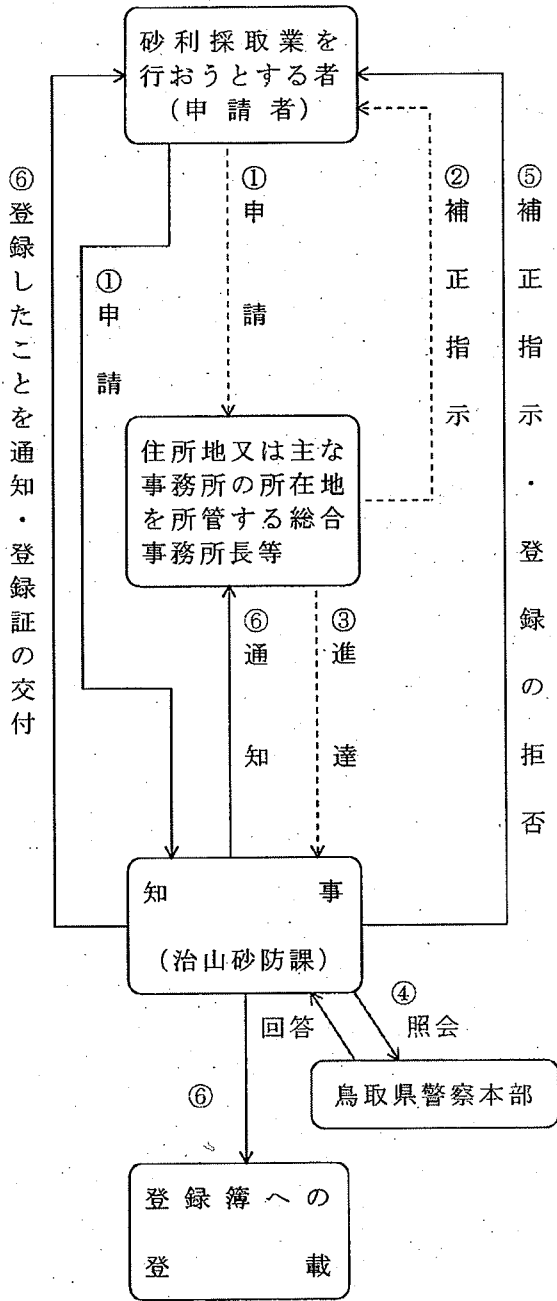
(1) 報告書の作成

規則様式第3号に記入すること。

(2) 添付書類等

掘削状況等を示す図面（平面図、横断面図、縦断面図等）等を添付すること。

第1 砂利採取業者登録
1 砂利採取業登録申請



① 砂利採取業を行おうとする者は、登録省令様式第1に以下に掲げる書類を添付し、知事（治山砂防課。以下同じ。）又は申請者の住所地又は主たる事務所の所在地を所管する総合事務所長等に提出する。なお、提出部数は1部とする。

添付書類	様式
誓約書（申請者用）	要綱様式第1号
業務主任者試験合格証又は認定書の写し	
誓約書（業務主任者用）	要綱様式第2号
業務主任者雇用証明書及び住民票	要綱様式第3号 (住民票:県内居住者は不要)
登記事項証明書 (申請者が法人の場合)	
申請者（法人である場合は、業務を行う役員）及び業務主任者の生年月日、性別を証する書面	

申請書及び添付書類の作成要領は次頁以降の記入例による。

申請書が総合事務所等に提出された場合
② 総合事務所長等は申請書の形式的な事項について審査し、必要な書類が添付されていない場合等書類の補正が必要なときは、申請者に対し期限を付して文書で補正を指示する。
③ 総合事務所長等は提出された申請書に必要な書類が添付されていること等を確認した上で速やかに知事に進達する。

④ 知事は、鳥取県警察本部に登録拒否要件の当否について照会を行う。

⑤ 知事は申請書を審査し、必要な場合は期限を付して補正を指示する。登録申請者が登録の拒否要件（法第6条第1項）に該当するときは登録を拒否することとし、その旨申請者に通知する。

⑥ 知事は、登録の拒否要件に該当しない場合は、登録簿（要綱様式第5号）に登録するとともに申請者及び申請者の住所地又は主たる事務所を所管する総合事務所長等に登録した旨を通知する。なお、このとき申請者に砂利採取業者登録証（要綱様式第4号）を交付する。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

砂利採取業者登録申請書

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

年 月 日

住 所 米子市糶町一丁目160番

ふりなが氏名又は名称及び 米子砂利 株式会社
 法人にあっては、
ふりながその代表者の氏名 代表取締役 よなご たろう 米子 太郎 印

砂利採取法第3条の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 事務所の名称及びその所在地
 名 称 米子砂利 株式会社
 所在地 米子市糶町一丁目160番
- 2 その事務所に置く業務主任者のふりなが氏名
よなご たろう 米子 太郎
- 3 法人にあっては、その業務を行う役員ふりながの氏名
 代表取締役 よなご たろう 米子 太郎
 取締役 くらよし さがろう 倉吉 三郎
 取締役 さかいみなと しろう 境 港 四郎

（記載にあたっての注意事項）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 4 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）に定める金額を4連符式納付書で納付し、納付済証を貼り付けること。
- 5 「事務所」とは、砂利採取業を行う上での本拠、言い換えれば、具体的に砂利

採取場を選定し、それを購入し、採取計画の立案及びその認可の申請等の事務をつかさどり、また砂利採取場の維持管理を行い、現実の採取活動について指示監督するとともに、災害が生じた場合には、その防止措置に関する指令を発し、必要があれば損害賠償の折衝の任に当たるような業務を行う場所をいう。

- 6 業務主任者については、砂利採取業を行おうとする者自身が業務主任者となることは妨げない。ただし、業務主任者が、他の事務所または他の砂利採取業者の業務主任者となることは、認められない。また、法人の監査役又は協同組合の監事は商法第267条の又は中小企業等協同組合法第37条の規定により、業務主任者となることはできない。
- 7 業務を行う役員の氏名には、法人の登記事項証明書に記載されている役員すべてを記入すること。ただし、監査役員及び組合の監事は除く。業務を行う役員の氏名には、法人の代表者も他の業務を行う役員とともに氏名を記載すること。
- 8 この様式に添付する書類は登録規則第2条第2項に定める書類とし、以下の要領で作成すること。
 - (1) 申請者が法第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号に該当しない者であること誓約する書面については、要綱様式第1号に必要な事項を記載すること。
 - (2) 事務所に置く業務主任者が業務主任者試験に合格した者又は法第6条第1項第6号ロの規定による認定を受けた者であることを証する書面については、試験を受験又は認定の申請を行った都道府県が、合格又は認定時に交付する登録省令様式第11又は登録省令様式第13の写しを添付すること。
 - (3) 事務所に置く業務主任者が法第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であること誓約する書面については、要綱様式第2号に必要な事項を記載すること。
 - (4) 事務所に置く業務主任者が申請者又はその従業員であることを証する書面については、要綱様式第3号に必要な事項を記載すること。なお、この様式を雇用契約書にかえることができる。また、業務主任者の住民票（住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認情報を利用できないときに限る。）を添付すること。
 - (5) 法人の登記事項証明書については、申請者が法人である場合において添付することとし、正本を添付すること。
 - (6) 申請者（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員）及び事務所に置く業務主任者の生年月日並びに性別を証する書面を添付すること。

(参考)

砂利採取業を行おうとする者は、その事業を行う前に、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。なお、ここでいう砂利採取業は以下のような態様のものいう。

1 「砂利採取業」というためには、反復、継続して行うものでなければならない。例えば、個人が庭を修理するために一時的に砂利を採取する場合等は、「砂利採取業」には、該当しない。また、宅地工事、土地改良工事その他の建設工事の施工箇所において生じた砂利を採取する場合も「砂利採取業」に該当しない。ただし、宅地工事及び土地改良工事であっても、他の箇所で使用する目的をもって砂利の採取を行っているものは「砂利採取業」に該当する。

この「他の箇所で使用する目的をもって砂利を採取する」とは、工事現場において生じた砂利を宅地造成や土地改良の工事を進めるために取り除くという消極的な砂利の採

取ではなく、究極的には宅地造成や土地改良を行う目的であっても、工事の過程で採取した砂利を販売したり、他の箇所で使用したりするなど、積極的な目的をもった砂利の採取を行うことをいう。

なお、鳥取県では、砂利採取業の定義について、要綱第3条において以下のように定め、運用する。

【鳥取県砂利採取事務取扱要綱】

第3条 砂利を採取している者が行う行為が、次の各号いずれにも該当するときは、砂利採取業に該当するものとする。

- (1) 営利又は非営利に関わらず、砂利の採取を事業目的とし、かつ、当該砂利の採取が1箇月以上継続していること。
- (2) 当該砂利の採取に係る砂利を販売し、又は他の場所において使用していること。

登録を受けることなく砂利採取業を行った者は、法第3条違反として法第45条に定める罰則の対象となるので留意すること。

【砂利採取法】

第45条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第3条の規定に違反して砂利採取業を行なった者
- (2) 第12条第1項、第23条第1項若しくは第2項又は第26条の規定による命令に違反した者
- (3) 第16条又は第21条の規定に違反して砂利の採取を行なった者

誓約書（申請者用）

私は、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が事実と異なるときは、登録を取り消されても異議を申しません。

平成21年4月1日

住所 米子市糺町一丁目160番
登録申請者名 米子砂利 株式会社
代表取締役 米子 太郎 印
（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

（記載に当たつての注意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 日付は登録申請する日とすること。
- 4 登録申請者名については、申請者の氏名又は名称、法人にあつては代表者の氏名を記載すること。

（参考）

【砂利採取法第6条第1項】

都道府県知事は、第3条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第4条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- （1） この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- （2） 第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- （3） 第3条の登録を受けた者（以下「砂利採取業者」という。）であつて法人であるものが第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた

日から2年を経過しないもの

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（第7号において「暴力団員等」という。）
- (5) 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (6) その事務所ごとに、次に掲げる者であつて第1号から第4号までに該当しないものを業務主任者として置いていない者
 - イ 砂利採取業務主任者試験（以下「業務主任者試験」という。）に合格した者
 - ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

誓約書（業務主任者用）

私は、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第6条第1項第1号から第4号までに規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

平成21年4月1日

住所 米子市鞆町一丁目160番

業務主任者名 米子 太郎 印

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

（記載に当たっての注意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 日付は登録申請する日とすること。
- 4 業務主任者名は登録を受けようとする事務所に置く業務主任者の氏名を記載すること。

（参考）

【砂利採取法第6条第1項】

都道府県知事は、第3条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第4条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- （1）この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- （2）第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- （3）第3条の登録を受けた者（以下「砂利採取業者」という。）であつて法人である

ものが第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（第七号において「暴力団員等」という。）
- (5) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (6) その事務所ごとに、次に掲げる者であつて第一号から第四号までに該当しないものを業務主任者として置いていない者
 - イ 砂利採取業務主任者試験（以下「業務主任者試験」という。）に合格した者
 - ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

業務主任者雇用証明書

下記の者は、米子砂利株式会社が雇用している者であることを証明します。

平成21年4月1日

住所 米子市鞆町一丁目160番
 登録申請者 米子砂利株式会社
 代表取締役 米子 太郎 印
 (法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

記

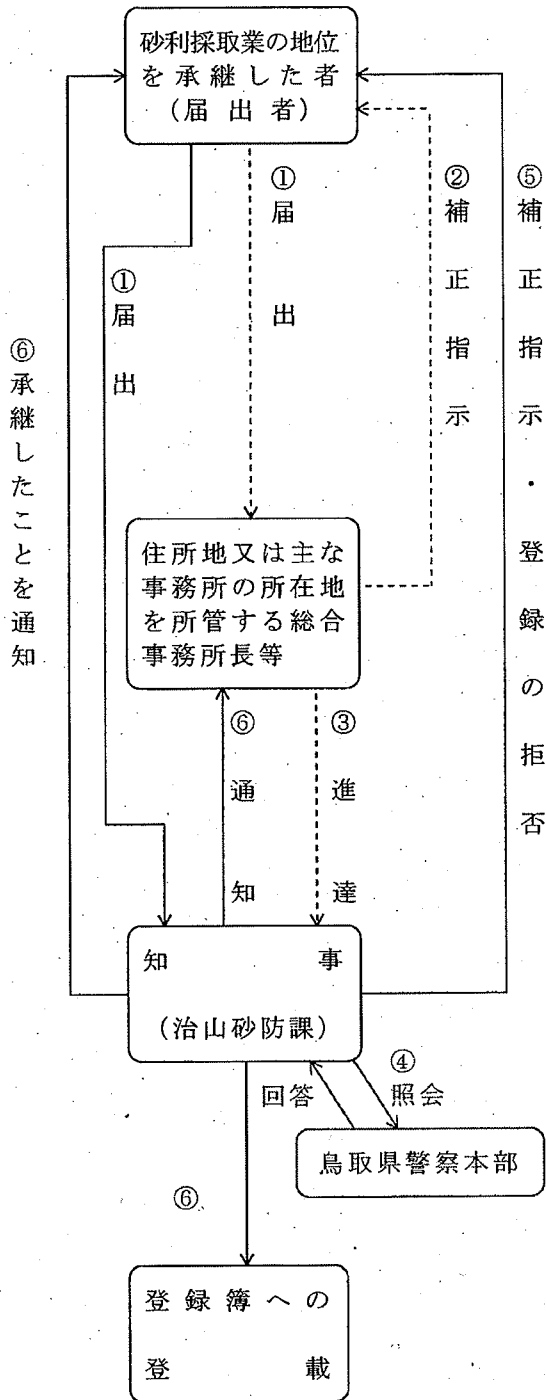
業務主任者名	従事する事務所名	生年月日	合格証又は認定証の番号	区分	
				代表者	○
米子 太郎	米子砂利株式会社	昭和40年 10月18日	合格・認定 鳥取県 第500号	代表者	○
		年 月 日	合格・認定 県 第 号	代表者	
		年 月 日	合格・認定 県 第 号	代表者	
				役員	
				従業員	

(記載に当たっての注意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

- 3 日付は登録申請する日とすること。
- 4 登録申請者名については、申請者の氏名又は名称、法人にあつては代表者の氏名を記載すること。
- 5 合格証又は認定証の番号欄には合格・認定の別を丸等で囲むこと。また、合格証を交付した都道府県及び登録番号を記載すること。
- 6 区分欄は、その業務主任者の会社において該当する区分を丸印をすること。
- 7 この様式に代えて雇用契約書を添付してもよい。

2 砂利採取業承継届



① 鳥取県において既に砂利採取業者として登録を受けている業者が、事業の全部を譲り受け、又は砂利採取の事業の相続若しくは砂利採取業者との合併により、砂利採取業者の地位の承継をしたときは登録省令様式第3に以下の書類のうち必要な書類を添付し、知事（治山砂防課。以下同じ。）又は、届出者の住所地又は主たる事務所の所在地を所管する総合事務所長等に提出する。

なお、提出部数は1部とする。

添付書類	様式
砂利採取業者事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面	登録省令様式第4の2
砂利採取業者相続同意証明書及び戸籍謄本	登録省令様式第5
砂利採取業者相続証明書及び戸籍謄本	登録省令様式第6
法人の登記事項証明書	
砂利採取業者事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及び登記事項証明書	登録省令様式第6の2
承継人の誓約書	要綱様式第6号
承継人（法人である場合は、業務を行う役員）の生年月日、性別を証する書面	

届書及び添付書類の作成要領は次頁以降の記入例による。

届出が総合事務所等に提出された場合
 ② 総合事務所長等は届書の形式的な事項について審査し、必要な書類が添付されていない場合等書類の補正が必要なときは、届出者に対し期限を付して文書で補正を指示する。
 ③ 総合事務所長等は提出された届書に必要な書類が添付されていること等を確認した上で速やかに知事に進達する。

- ④ 知事は、鳥取県警察本部に登録拒否要件の当否について照会を行う。
- ⑤ 知事は届書を審査し、必要な場合は届出者に対し期限を付して補正を指示する。承継者が登録の拒否要件（法第6条第1項）に該当するときは登録を拒否することとし、その旨届出者に通知する。
- ⑥ 知事は、登録の拒否要件に該当しない場合は、砂利採取業者登録簿（要綱様式第5号）に登載するとともに届出者及び届出者の住所地又は主たる事務所の所在地を所管する総合事務所長等に登録した旨を通知する。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

砂 利 採 取 業 承 継 届 書

平成21年4月1日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

(ふりがな) 氏名又は名称及び 米子砂利 株式会社
 法人にあつては、(ふりがな) その代表者の氏名 代表取締役 米子 太郎 印

砂利採取法第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	事業の全部譲渡による	
被承継者に 関する事項	(ふりがな) 氏名又は名称	倉吉砂利 株式会社
	法人にあつては、(ふりがな) その代表者の氏名	代表取締役 倉吉 次郎
	住 所	倉吉市東巖城町2
	法第3条の登録を受けた年月日及び登録番号	平成12年10月1日 鳥取県砂利登録第600号
	事務所の名称及び所在地	倉吉市東巖城町2
	業務主任者の(ふりがな) 氏名	倉吉 次郎
承継者に 関する事項	登録年月日及び登録番号	平成13年10月1日 鳥取県砂利登録第700号
	事務所の名称及び所在地	米子市糺町一丁目160番
	業務主任者の(ふりがな) 氏名	米子 太郎

(記載に当たっての注意事項)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- ×印の項は、記載しないこと。
- (ふりがな) 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

- 4 この様式は、砂利採取業者が、事業の全部を譲り受け、又は砂利採取の事業の相続若しくは砂利採取業者との合併により、砂利採取業者の地位を承継したときに使用する。なお、この様式は、当該届出をしようとする者の登録をした都道府県知事に届け出る場合（承継者が既に砂利採取業の登録を受けている場合）に使用する。
- 5 この様式には、登録規則第4条第2項に定める書類を添付することとし、以下の要領により作成すること。
- (1) 事業の全部を譲り受けて砂利採取業者の地位を承継した者にあつては、登録省令様式第4の2による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面を添付すること。
 - (2) 砂利採取業者の地位を承継した相続人であつて、2以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、登録省令様式第5による書面及び戸籍謄本を添付すること。
 - (3) 砂利採取業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、登録省令様式第6による書面及び戸籍謄本を添付すること。
 - (4) 合併により砂利採取業者の地位を承継した法人にあつては、合併後の登記事項証明書を添付すること。
 - (5) 分割により砂利採取業者の地位を承継した法人にあつては、登録省令様式第6の2による書面、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書を添付すること。
 - (6) 承継人が法第6条第1項第1号から第5号まで及び7号に該当しないことを誓約する書面については、誓約書（承継人用）（要綱様式第6号）に必要な事項を記載すること。
 - (7) 承継者（承継者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員）の生年月日及び性別を証する書面を添付すること。
 - (8) 以下のそれぞれの場合において添付する書類は以下による。
 - ①事業の全部を譲り受けた場合 ……(1)(6)及び(7)
 - ②承継人が2以上の相続人の全員の同意により選定されたものである場合 ……(2)(6)及び(7)
 - ③相続人が1である場合又は相続人が共同で相続した場合 ……(3)(6)及び(7)
 - ④合併の場合 ……(4)(6)及び(7)
 - ⑤分割の場合 ……(5)(6)及び(7)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

砂利採取業者事業譲渡証明書

平成21年4月1日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

譲り渡した者 ^(ふりがな)氏名又は名称及び 倉吉砂利 株式会社
 法人にあつては、
 その代表者の氏名 ^(ふりがな) 倉吉 次郎 印
 住 所 倉吉市東巖城町2

譲り受けた者 ^(ふりがな)氏名又は名称及び 米子砂利 株式会社
 法人にあつては、
 その代表者の氏名 ^(ふりがな) 米子 太郎 印
 住 所 米子市糀町一丁目160番

次のとおり砂利採取業者の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

1 譲り渡した者の登録年月日及び登録番号

平成12年10月1日

鳥取県砂利登録第600号

2 譲渡しの年月日

平成21年4月1日

(記載に当たっての注意事項)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- ×印の項は、記載しないこと。
- ^(ふりがな)氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- この様式には、事業の全部の譲渡しがあったことを証する書面（譲渡契約書等）を添付すること。

また、被承継人が土地の賃借に基づいた認可採取計画の下砂利採取業を行っている場合においては、承継人が賃借権の移転を受け、当該土地において砂利の採取を行うことについて権限を有することまたは権限を取得する見込みが十分であることが必要であり、これに該当しない場合には砂利採取業者の地位の承継は認められない。よって、この場合においては、認可省令第3条第2項に掲げる書面に準じるものを添付すること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

砂利採取業者相続同意証明書

平成21年4月1日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

住 所 八頭郡郡家町郡家100

証明者氏名 ^(ふりがな) 郡家 ^{こおげ} 三郎 ^{さぶろう} 印

次のとおり砂利採取業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名^(ふりがな)及び住所
氏名 倉吉 次郎
住所 倉吉市東巖城町2
- 2 登録の年月日
平成12年10月1日
- 3 登録番号
鳥取県砂利登録第600号
- 4 砂利採取業者の地位^(ふりがな)を承継するものとして選定された者の氏名^(ふりがな)及び住所
氏名 米子 太郎
住所 米子市糺町一丁目160番
- 5 相続開始の年月日
平成21年4月1日

(記載に当たっての注意事項)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 証明者氏名^(ふりがな)の項は、砂利採取業者の地位を承継するものとして選定された者以外の相続人全員が記名押印すること。
- 4 氏名^(ふりがな)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 5 この様式には承継者の戸籍謄本を添付すること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

砂利採取業者相続証明書

平成21年4月1日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

住所 日野郡日野町根雨140番1

証明者氏名^(ふりがな) 日野 四郎 印

住所 日野郡日野町根雨141番

証明者氏名^(ふりがな) 日野 五郎 印

次のとおり砂利採取業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名^(ふりがな)及び住所
氏名 倉吉 次郎
住所 倉吉市東巖城町2
- 2 登録の年月日
平成12年10月1日
- 3 登録番号
鳥取県砂利登録第600号
- 4 砂利採取業者の地位^(ふりがな)を承継するものとして選定された者の氏名^(ふりがな)及び住所
氏名 米子 太郎
住所 米子市糺町一丁目160番
- 5 相続開始の年月日
平成21年4月1日

(記載に当たっての注意事項)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 証明者は、2人以上とすること。
- 4 氏名^(ふりがな)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 5 この様式には承継者の戸籍謄本を添付すること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

砂利採取業者事業承継証明書

平成21年4月1日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

被承継者	名称及び 代表者の氏名 住所	倉吉砂利株式会社 倉吉 次郎 倉吉市東巖城町2	印
------	----------------------	-------------------------------	---

承継者	名称及び 代表者の氏名 住所	米子砂利株式会社 米子 太郎 米子市糺町一丁目160番	印
-----	----------------------	-----------------------------------	---

次のとおり分割により砂利採取業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

1 被承継者の登録年月日及び登録番号

平成12年10月1日

鳥取県砂利登録第600号

2 承継の年月日

平成21年4月1日

(記載に当たっての注意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 4 事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書を添付すること。

誓約書（承継人用）

私は、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

平成21年4月1日

住所 米子市糀町一丁目160番
米子砂利株式会社
承継人名 代表取締役 米子 太郎 印
（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

（記載に当たつての注意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 日付は届出する日とすること。
- 4 承継人名は、承継人の氏名又は名称、法人にあつては代表者の氏名を記載すること。

（参考）

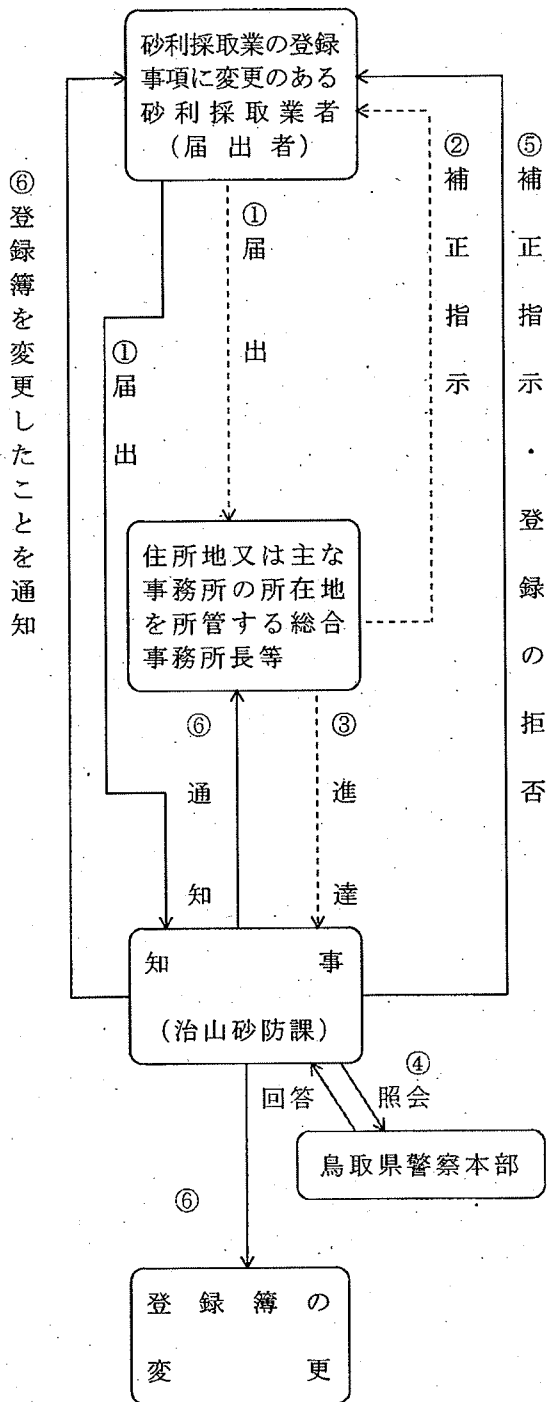
【砂利採取法第6条第1項】

都道府県知事は、第3条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第4条第1項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- （1） この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- （2） 第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- （3） 第3条の登録を受けた者（以下「砂利採取業者」という。）であつて法人であるものが第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- （4） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（第7号において「暴力団員等」という。）
- （5） 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があつるもの

- (6) その事務所ごとに、次に掲げる者であつて第1号から第4号までに該当しないものを業務主任者として置いていない者
- イ 砂利採取業務主任者試験（以下「業務主任者試験」という。）に合格した者
 - ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 砂利採取業登録事項変更届



① 鳥取県において既に砂利採取業者として登録を受けている業者が、砂利採取業の登録事項に変更が生じた場合、登録省令様式第7に以下に掲げる書類のうち変更に係るものを添付し、知事（治山砂防課。以下同じ。）又は、届出者の住所地又は主たる事務所の所在地を所管する総合事務所長等に提出する。

なお、提出部数は1部とする。

添付書類	様式
誓約書（申請者用）	要綱様式第1号
誓約書（役員変更用）	要綱様式第7号
業務主任者試験合格証 又は認定証の写し	
誓約書（業務主任者用）	要綱様式第2号
業務主任者雇用証明書 及び住民票	要綱様式第3号 (住民票:県内居住者は不要)
登記事項証明書 (申請者が法人の場合)	
申請者（法人である場合は、業務を行う役員） 及び業務主任者の生年月日、性別を証する書面	

届書及び添付書類の作成要領は次頁以降の記入例による。

届出が総合事務所等に提出された場合

② 総合事務所長等は届書の形式的な事項について審査し、必要な書類が添付されていない場合等書類の補正が必要なときは、届出者に対し期限を付して文書で補正を指示する。

③ 総合事務所長等は提出された届書に必要な書類が添付されていること等を確認した上で速やかに知事に進達する。

④ 知事は、鳥取県警察本部に登録拒否要件の当否について照会を行う。

⑤ 知事は届書を審査し、必要な場合は期限を付して補正を指示する。届出者が登録の拒否要件（法第6条第1項）に該当するときは登録を拒否することとし、その旨届出者に通知する。

⑥ 知事は、登録の拒否要件に該当しない場合は、砂利採取業者登録簿（要綱様式第5号）を変更するとともに届出者及び届出者の住所地又は主たる事務所の所在地を所管する総合事務所長等に登録簿を変更した旨を通知する。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

登録事項変更届書

平成21年4月1日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

住 所 米子市糶町一丁目160番
 氏名又は名称及び 米子砂利 株式会社
 法人にあつては、
 その代表者の氏名 代表取締役 米子 次郎 印
 登録番号 鳥取県砂利登録第500号

砂利採取法第9条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
代表者 代表取締役 米子 太郎	代表者 代表取締役 ^{よなご} 米子 ^{じろう} 次郎
業務管理者 米子 太郎	業務管理者 ^{よなご} 米子 ^{じろう} 次郎
業務を行う役員 代表取締役 米子 太郎 取締役 米子 三郎	業務を行う役員 代表取締役 ^{よなご} 米子 ^{じろう} 次郎 取締役 米子 四郎

2 変更の年月日

平成21年3月31日

3 変更の理由

代表者 米子 太郎の辞任による代表者、業務主任者及び業務を行う役員の変更。

(代表者 米子 太郎の削除、米子 次郎の追加
 業務主任者 米子 太郎の削除、米子 次郎の追加
 業務を行う役員 米子 太郎の削除、米子次郎の追加)

業務を行う役員 米子 三郎の退職及び米子 四郎の就任による業務を行う役員の変更。

(業務を行う役員 米子 三郎の削除、米子 四郎の追加)

(記載に当たつての注意事項)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 4 法人の業務を行う役員若しくは業務主任者の変更又は事務所の新設に係る変更であるときは、当該役員又は業務主任者の氏名にふりがなを付すこと。
- 5 変更事項の内容については、従前の内容と変更後の内容が分かるよう対比して記入すること。
- 6 変更の年月日については、当該変更事由が発生した日を記載すること。
- 7 変更の理由については、当該変更事由が発生した理由を簡潔に記載すること。
- 8 この様式に添付する書類は、登録規則第2条第2項に規定する添付書類のうち、変更に係るものを添付すること。添付書類の作成要領は、登録申請時における添付書類の作成要領によるものとする（添付する書類は以下の各号を参照すること。）。ただし、業務を行う役員の変更にあつては、誓約書（役員変更に用）（要綱様式第7号）に必要な書類を記載し添付すること。

（参考）変更届出を行おうとする場合の添付書類

- 1 業務主任者の変更（追加）である場合・・・登録省令第2条第2項第2号から第4号及び第6号の書類並びに性別を証する書類
- 2 代表者の変更である場合・・・登録省令第2条第2項第1号、第5号及び第6号の書類並びに性別を証する書類
- 3 役員の変更である場合・・・要綱様式第7号、登録省令第2条第2項第5号及び第6号の書類並びに性別を証する書類
- 4 事務所の名称、住所地の変更である場合・・・登録省令第2条第2項第5号の書類
- 5 登録された業務主任者の削除である場合は添付資料は不要

誓約書（役員変更用）

下記の役員は、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第6条第1項第1号から第4号までに規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が事実と異なるときは、登録を取り消されても異議を申しません。

平成21年4月1日

住所 米子市鞆町一丁目160番
 変更登録届出者名 米子砂利 株式会社
 代表取締役 米子 次郎 印

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

役 職 名	役 員 の 氏 名	役 員 の 行 う 業 務
代表取締役	米子 次郎	事業に関する総括

（記載に当たっての注意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 日付は届出する日とすること。
- 4 変更に係る役員の役職名、氏名、業務の内容を記載すること。

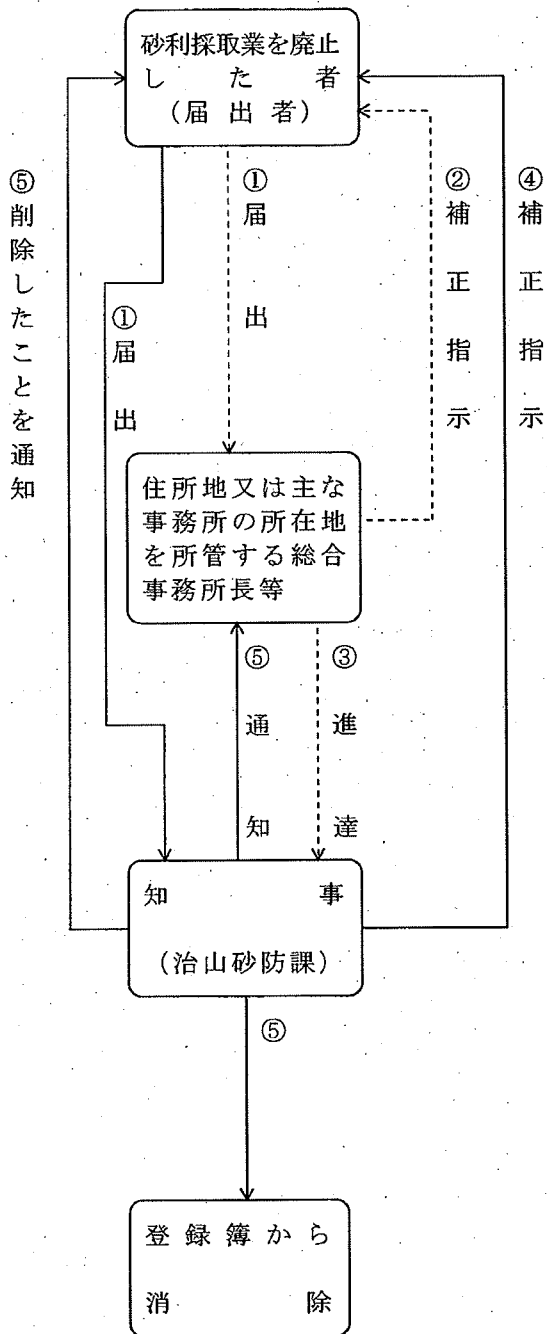
(参考)

【砂利採取法第6条第1項】

都道府県知事は、第3条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第4条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- (2) 第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (3) 第3条の登録を受けた者（以下「砂利採取業者」という。）であつて法人であるものが第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（第7号において「暴力団員等」という。）
- (5) 法人であつて、その業務を行う役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (6) その事務所ごとに、次に掲げる者であつて第1号から第4号までに該当しないものを業務主任者として置いていない者
 - イ 砂利採取業務主任者試験（以下「業務主任者試験」という。）に合格した者
 - ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

4 砂利採取業廃止届



① 鳥取県において既に砂利採取業者として登録を受けている業者が、砂利採取業を廃止した場合、登録省令様式第8に登録時に交付された登録証を添付し、知事（治山砂防課。以下同じ。）又は、届出者の住所地又は主たる事務所の所在地を所管する総合事務所長等に提出する。
 なお、提出部数は1部とする。
 届書の記入要領は次頁以降の記入例による。

届書が総合事務所等に提出された場合
 ② 総合事務所長等は届書の形式的な事項について審査し、必要な書類が添付されていない場合等書類の補正が必要なときは、届出者に対し期限を付して文書で補正を指示する。
 ③ 総合事務所長等は提出された届書に必要な書類が添付されていること等を確認した上で速やかに知事に進達する。

④ 知事は届書を審査し、必要な場合は期限を付して補正を指示する。

⑤ 知事は、届書に不備が無く必要な添付書類が整っている場合は、砂利採取業者登録簿（要綱様式第5号）から当該砂利採取業者を削除するとともに、届出者及び届出者の住所地又は主たる事務所の所在地を所管する総合事務所長等に登録簿から登録を削除した旨を通知する。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

砂利採取業廃止届書

平成21年4月1日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

住 所 米子市糶町一丁目160番

氏名又は名称及び 米子砂利 株式会社
 法人にあつては、
 その代表者の氏名 代表取締役 米子 太郎 印

砂利採取法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

平成15年4月1日

鳥取県砂利登録第500号

2 事業を廃止した年月日

平成21年3月1日

3 事業を廃止した理由

砂利採取部門から撤退することによる

(記載に当たっての注意事項)

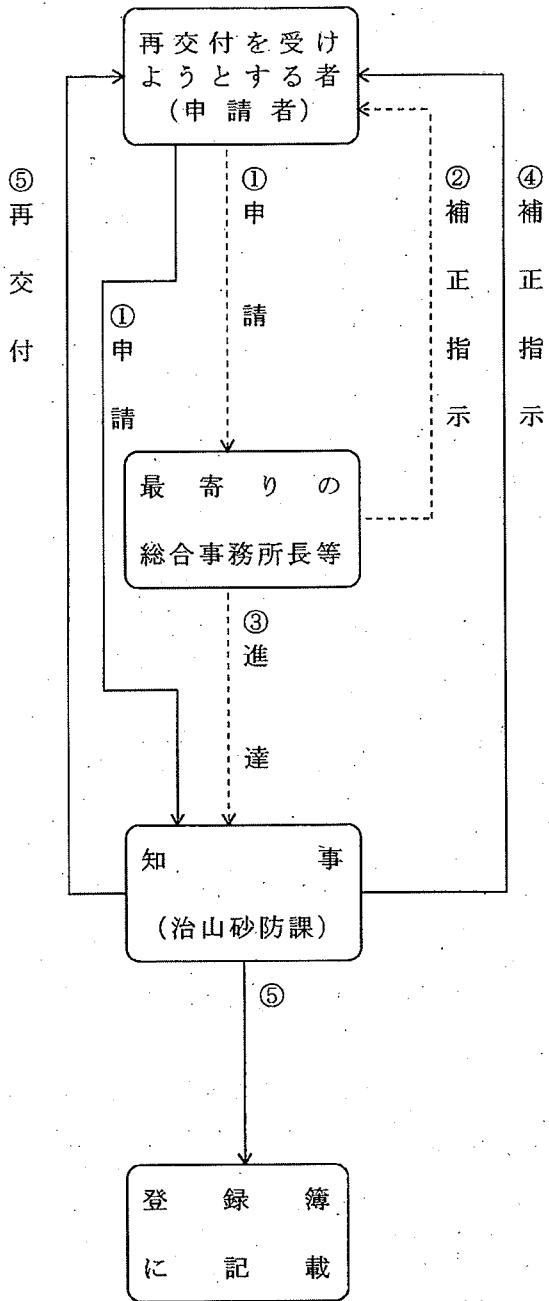
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 4 登録の年月日及び登録番号については、登録時に交付された砂利採取業者登録証に記載されているものを記載すること。

5 この様式には登録時に交付された砂利採取業者登録証を添付すること。

(参考)

- 1 「事業の廃止」とは、将来再開の予定がなく、砂利採取業を止めることである。例えば、2箇所の事務所のうち1箇所を廃止するという場合は、事業の廃止ではなく、事業の縮小なので、法第9条の変更の届出をすることになる。
- 2 個人である砂利採取業者が死亡した相続人が相続を放棄した場合及び法人である砂利採取業者が解散した場合には、本条の届出をする必要はない。

5 再交付申請



① 鳥取県において交付を受けた砂利採取業務主任者試験の合格証又は認定証(以下「合格証等」という。)を汚し、損じ又は失ってその再交付を受けようとする者は、要綱様式第16号に写真(手札形とし、申請前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)を添付し、知事(治山砂防課。以下同じ。)又は最寄りの総合事務所長等に提出する。

なお、提出部数は1部とする。

申請書の記入要領は次頁以降の記入例による。

申請書が総合事務所等に提出された場合

② 総合事務所長等は申請書の形式的な事項について審査し、必要な書類が添付されていない場合等書類の補正が必要なときは、申請者に対し期限を付して文書で補正を指示する。

③ 総合事務所長等は提出された申請書に必要な書類が添付されていること等を確認した上で速やかに知事に進達する。

④ 知事は申請書を審査し、必要な場合は期限を付して補正を指示する。

⑤ 知事は、申請書に不備が無く必要な添付書類が整っている場合は、申請者に合格証を再交付するとともに、再交付した旨を砂利採取業務主任者登録簿に記載する。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

（×印の項は、記載しないこと）

再 交 付 申 請 書

鳥取県知事 様

年 月 日

住 所

氏 名 印

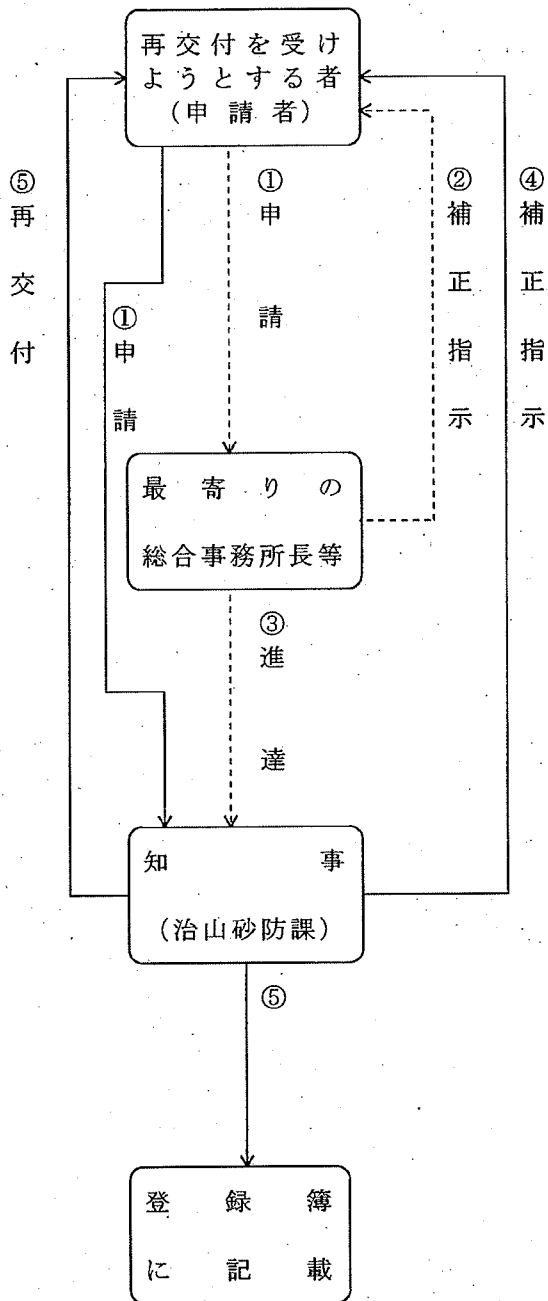
砂利採取業務主任者合格証・認定証の再交付を受けたいので、鳥取県砂利採取事務取扱要綱第8条の2第1項の規定により申請します。

生年月日	
理 由	

（備 考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 「合格証・認定証」は、いずれか一方を消すこと。

6 砂利採取業者登録証再交付申請



① 鳥取県において交付された砂利採取業者登録証を汚し、損じ又は失ってその再交付を受けようとする者は、要綱様式第17号に当該申請に係る登記事項証明書（申請人が法人の場合に限る。）を添付し、知事（治山砂防課。以下同じ。）又は最寄りの総合事務所長等に提出する。
 なお、提出部数は1部とする。
 申請書の記入要領は次頁以降の記入例による。

申請書が総合事務所等に提出された場合
 ② 総合事務所長等は申請書の形式的な事項について審査し、必要な書類が添付されていない場合等書類の補正が必要なときは、申請者に対し期限を付して文書で補正を指示する。
 ③ 総合事務所長等は提出された申請書に必要な書類が添付されていること等を確認した上で速やかに知事に進達する。

④ 知事は申請書を審査し、必要な場合は期限を付して補正を指示する。

⑤ 知事は、申請書に不備が無く必要な添付書類が整っている場合は、申請者に砂利採取業者登録証（要綱様式第4号）を再交付するとともに、再交付した旨を砂利採取業者登録簿（要綱様式第5号）に記載する。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

(×印の項は、記載しないこと)

砂利採取業者登録証再交付申請書

鳥取県知事 様

年 月 日

住 所

氏名又は名称及び
法人にあつては、
その代表者の氏名

印

砂利採取業者登録証の再交付を受けたいので、鳥取県砂利採取事務取扱要綱第8条の2第2項の規定により申請します。

登録年月日	
理 由	

(備 考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。